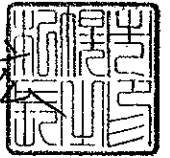


札幌市公有財産規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 26 日

札幌市長

秋元 克



札幌市規則第 50 号

札幌市公有財産規則の一部を改正する規則

札幌市公有財産規則（昭和 3 9 年規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 5 条第 2 項中「うえ」を「上、別に定める」に改め、「(様式 1)」を削り、同条第 3 項中「所管換若しくは」を削り、同項ただし書中「所管換又は」を削る。
- (2) 様式 1 を次のように改める。

様式 1 削除

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。